

令和7年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本理念

こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会は笛吹市の住民一人ひとりの「その人らしい生活」ができる地域づくりに向けた地域共生社会の実現を目指し、第4次地域福祉活動計画を策定し、令和8年度までの社協が進むべき方向を定めました。基本理念は平成19年の第1次計画から「こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり」であり、サブテーマは「7つの地域あい みんなでいっしょにつくる共生のまち」です。アンケートや聞き取りにより多くの住民からいただいた意見から、7つの地域あいの推進には、(1)「地域福祉の人づくり」(2)「人と人のつながりづくり」(3)「連携・協働のネットワークづくり」(4)「いつでもどこでも相談できる相談支援の仕組みづくり」の4つの重点取組を定めました。今年度も多くの住民の皆様や各種団体の皆さんと協働して地域福祉の推進を図っていきます。

今年度も法人全体で3つの重点目標を立て、総務課、地域福祉課、障害者地域活動支援センター、通所介護事業所、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、一宮障害福祉サービス事業所が互いに連携し、住み慣れた自宅で生活が続けられるように支援を行います。

1. 地域共生社会の実現を目指します。

社協では、地域福祉を推進する社会福祉法人として、地域住民による支えあいの地域づくり「生活支援体制整備事業」第2層協議体の推進を笛吹市より受託事業として受け、各地域事務所のリーダーと第2層コーディネーターが中心となり、各町に第2層協議体を立ち上げ、地域共生社会の推進をおこなってきました。令和7年度はこれまでの活動を継続し更に「住民同士が支えあえる仕組みづくり」を推進します。

2. 住民主体の活動を支援します。

世代間交流事業、サロン活動、見守り活動支援や各町の地域福祉推進委員会・シニアクラブ連合会・ボランティア団体・NPO法人等地域住民が主体となって行う活動を支援します。

3. 職員一人ひとりが専門職として資質の向上を目指します。

地域で起きる問題は、「身寄りがない人への支援」「孤独死・孤立死」「認知症高齢者の増加」など益々複雑にそしてより専門的な知識が必要となっています。職員一人ひとりが専門職として、地域住民から寄せられる課題を解決するために、社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員等の資格取得に取り組みます。

II 重点目標

1. 地域共生社会の実現を目指します。
2. 住民主体の活動を支援します。
3. 職員一人ひとりが専門職として資質を向上して地域住民から必要とされる社協を目指します。

III 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守と公益性の高い法人であることの周知。社協として質の高いサービスの提供とDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し効率的な組織運営を行います。

(ii) 総務課

1. 目標

- ① 法令遵守に則った組織運営を行います。
- ② DXを推進し職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。
- ③ 指定管理者として住民活動を支援する指定管理施設の運営に取り組みます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 職員全員が法令についての理解を深められるよう取り組みます。
- ② 職員が働きやすい職場環境の整備に取り組みます。
- ③ 住民活動を支援する社協らしい指定管理施設の運営に取り組みます。

IV 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 各々の職員が、組織の理念、目標を達成するために、専門職として活動し地域福祉の中核であり続ける組織を目指します。
- ② 住民参加、住民主体の原則に従い、地域福祉活動計画を更に実現化出来るよう支援します。
- ③ 様々な課題に対応できる専門的資格の取得を目指すことで、各々の職員が率先して社協職員としての使命が果たせるよう、資質向上を行います。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① 共生した地域づくりに向け、課題を抱えた住民、活動を希望する住民の相談支に努めます。
- ② 福祉活動への住民参加を一層高め、住民主体の実践をさらに推進します。
- ③ 地域の福祉を推進する専門職として、持続可能な福祉活動と社協活動のために啓発や実践を積み重ねます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域生活課題や福祉課題に対し、社協の特性と職員の専門性を活かした相談支援を実践します。また、民生児童委員や地域関係者と個の課題を地域課題として取り上げ、地域づくりにもつなげます。
- ② これまでの社協主導型の事業や活動を住民主体型に移行します。地域福祉推進

委員会を中軸に地域の福祉・交流活動を住民参加の視点でさらに推進できるように、各援助技術を駆使します。

- ② 社協活動の原点や基本に戻り、継続した地域福祉活動・事業・体制・財源確保の見直しを行い、第5次地域福祉活動策定に向け、住民とともにわかりやすい活動の推進方法を整理します。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 自身の担当する業務のみならず、部門全体を意識した事業展開を行うことで、より安定した財務基盤を築き、共生社会をめざす基盤とするようにします。また、制度改正等があっても、混乱を最小限に抑えるよう、安定した運営を目指します。
- ② 様々な課題を抱えた障がいのある方に対して、ソーシャルワークの手法を用いてより専門的に関わることで生活基盤の向上を目指します。また、これらの活動を更に知っていただくことを目指します。
- ③ 社協内研修に留まらず、様々な機関から講師等の派遣を依頼され活躍出来るような職員の育成を全員で意識的に担います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域活動支援センターは障がい当事者だけではなく、地域の方が生活するための地域共生施設であることを全員が意識し、一人でも多くの方が利用出来るよう、全事業を丁寧に地域に発信、PRをします。
- ② 各委託事業では実施した結果を広報し、部門内での共有を深めるために定例会などを開催します。給付事業をはじめとした各事業では独自性をより現実化するために、相談機能の強化を行います。
- ③ より専門的な調査研究とそれを実施するための基本資料などを用いて専門的な説明や講義が出来るよう、全事業において職員はいつでもそれらを活用できる資料集を作り上げます。資料はいつでも開示出来るよう共有の資料とします。

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 社協の事業所の役割を踏まえ、事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。
 - ア 介護保険制度等の法令遵守を徹底し適切な運営と経営を行います。
 - イ 制度の狭間への対応や地域の実情と利用者のニーズに合わせたサービスの開発を法人内で連携し検討していきます。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 個々で業務改善を図りながら、法令遵守を徹底できるように努めます。

- ② ICTを活用し、利用者の受け入れ体制を整えます。

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

- ① 社協の役割を理解し法令に準じた経営と運営を行います。
- ② 地域共生社会の推進のため、地域住民やボランティア等との繋がりや交流が出来るよう社協内連携を図り工夫して行っていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 利用者の望む生活に向けて支援できるよう様々な加算の算定要件を満たせるよう努めます。
- ② 職員の研修計画を策定し、外部の研修会にも積極的に参加することで、職員のスキルアップやサービスの質の向上につなげることができるようになります。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 特定事業所（Ⅱ）の継続により、質の高いサービスが提供できる体制を確保していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① ICTを活用した業務改善を行い、利用者の受け入れ体制を整えていきます。
- ② 制度の狭間への対応として介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）を実施し、在宅生活が継続できるよう支援します。

VI 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている高齢者に切れ目のないサービスの提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援事業では、地域の高齢者が安心して地域で生活ができるよう高齢者の生活上の様々な相談を受け止め、生活の課題が早期に解決ができるよう適切な対応やネットワークの構築を行います。
- ② 高齢者虐待、消費者被害では、高齢者を中心に地域住民等に周知し予防・早期発見・対応に取り組めます。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメントでは、処遇困難事例への支援に向けて、地域の支援者や関係機関との顔が見える関係づくりと定期的な地域ケア会議の開催や随時個別ケア会議を実施し解決に向けて取り組めます。
- ④ 介護予防事業では、重度化防止と自立に向けた多職種連携を進めます。

VII 一宮複合施設（スマイルいちのみや）

1. 目標

- ① 住民も参加できる地域福祉の拠点となる取り組みをします。

- ② 高齢者と障がい者の複合型施設として、様々な分野の活動に参加する機会を「スマイルいちのみや」から提供します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守に則した事業内容の透明性を図ります。
- ② 「スマイルいちのみや」を利用する方々が、複合型施設でのサービスを利用する姿を伝えていくこと等、高齢者や障がい児者の方々の地域での活動を情報発信していきます。
- ③ 複合型施設としての専門性の高いサービスの提供ができるよう職員教育を継続して行います。
- ④ 複合型施設の特徴が発揮できるよう、利用者と多世代の地域住民との交流の場や福祉教育の場等としての施設の活用が出来るように進めていきます。

以上